



10月4日付
申4号

本来の目的から逸脱した運用は認められない！

短時間行路における誤った運用の是正を求める緊急申し入れ

2019年のダイヤ改正から設定されたいわゆる短時間行路は、育児介護制度を利用する社員や指導担当や企画部門、そして新たに設けられた当務主務を担う社員の多様な働き方の実現を目的に施工されました。これまでの考え方と変わる乗務員交番から遊離した労働時間を6時間とする行路を作成することに対して、労使で細部にわたり議論を行ってきました。

しかし、労使で苦労の上に作り上げた短時間行路が本来の目的から逸脱されて長岡運輸で運用されている実態が明らかとなりました。ダイヤ改正時に設定された短時間行路に臨時列車を組み入れ、臨行路として本線乗務員に運用させることは、これまでの労使間議論を水泡に帰すものであることから地本は緊急的に申し入れを行いました。

■ 申4号 申し入れ項目 ■

1. 短時間行路に臨時列車を組み込んで運用した理由を明らかにすること。
2. 変行路ではなく臨行路として運用した理由を明らかにすること。
3. 短時間行路は見直された乗務員勤務制度の趣旨に沿って運用すること。
4. 回答は10月10日までに行うこと。

労働組合としてチェック機能を果たします